

平成 1 3 年第一回都議会定例会

監査委員報告

平成 1 3 年 2 月 2 1 日

監査委員を代表いたしまして、過去1年間における監査結果の概要について、ご報告申し上げます。

昨年の都政は、引き続き深刻な財政危機の中、財政再建推進プランに基づき、内部努力や施策の見直し、さらには行財政制度の改革等の様々な取組を、全庁を挙げて実施してまいりました。

また、都は、「東京構想2000」をまとめ、今世紀の前半を視野に入れた将来のビジョンを明らかにするとともに、具体的な施策や政策の目標値等を都民に向けて発表し、少子化、高齢化や情報ネットワーク社会への対応に向け、積極的に施策を展開していくこととしております。

私達監査委員は、このような都政を取り巻く状況を念頭に置いて、都の各種事務事業が適切な規模、内容をもって、効率的、効果的に運営され、その目的を十分に達成しているかどうかに関心しつつ、予算が適正かつ効率的に執行されているかについて、各種監査を実施してまいりました。

その結果、予算及び各種事務事業は、全体としては適正に執行されているものの、各局や公営企業、出資団体における事業運営状況等に関して、なお、一部に是正・改善すべき事項が見受けられましたので、

合計 162 件の指摘をするとともに、31 件の改善・要望等の意見を表明した次第であります。

以下、具体的な事例をあげながら、監査種別ごとにご報告申し上げます。

初めに財務監査について申し上げます。

財務監査は、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理について、年 1 回定例的に実施するものであります。平成 11 年度執行分については、本庁の 152 部及び 304 箇所の事業所を対象とし、また、重点監査事項として、経費の節減とともに、環境マネジメントの視点をも踏まえて、「印刷物作成経費」を設定して、実施いたしました。その結果、19 局に対し、合わせて 78 件の指摘をするとともに、9 件の改善・要望等の意見を付しております。

まず、重点監査事項につきましては、

- ・ 部内の複写機でコピーした方が経済的であるにもかかわらず、印刷を行っているもの、あるいは、印刷原稿の誤りにより、再度印刷を行っているもの、など、不経済な支出が行われているもの、
- ・ 印刷物については、再生紙を使用すべきこと等の基本方針が示されて

いるにもかかわらず、これが守られていないものなど、印刷物の作成が適切に行われていないもの、29件を指摘いたしました。

次に、収入関係につきましては、

・固定資産税・都市計画税を減免していた2件の家屋について、減免の適用対象とならなくなった後も減免し続け、その額が合計285万余円に達していたもの、

など、都税等の、収入の確保に適切を欠くもの、16件を指摘いたしました。

支出・契約関係につきましては、

・所有施設の下水道料金に関し、集中冷房設備用としての冷却塔から蒸発する水の相当分を申告すれば、下水道料金が軽減されるにもかかわらず、申告を行わず過大に支払っているもの

など、事務処理に適切を欠くものや、経済性・効率性の面で問題のある業務運営が行われているもの、合わせて21件を指摘いたしました。

また、財産の管理等については、

・雨水貯留槽に集水した雨水をトイレ洗浄水として活用することとして

いたが、雨水を全く利用していないもの

・取得した財産の価額が、誤って台帳に記載されているものなど、12件を指摘しております。

さらに、特定の相手方と27件の特命随意契約を締結しているが、特命とする理由に乏しいことから、契約方法の見直しを検討するよう求めたものなど、合わせて9件の改善・要望等の意見を付しております。

次に、随時監査について申し上げます。

随時監査は、社会動向や都政の状況に即応した機動的な監査を行っていく必要性から、定期的な監査とは別に、随時、実施するもので、平成11年度においては、「貸付金の管理」と「特別区へ移管される清掃事業」の2件について監査を実施いたしました。

その結果、「貸付金の管理」については、

・育英資金貸付条例に基づく奨学金の貸付けについて、期限までに返済されていない金額が多額となっているにもかかわらず、連帯保証人に対し返済の請求を行った事例が見受けられないものなど、16件を指摘したほか、意見・要望事項を1件付しております。

また、「特別区へ移管される清掃事業」については、公有財産の管理や工事の施工方法の選定等に係る問題点を7件指摘し、早急に解決を図り、事務移管が円滑に行われることを求めました。

次に、工事監査について申し上げます。

工事監査は、都の施工している工事について、技術面を主眼にして定期的実施しているものであります。今回ご報告いたしますのは、平成11年度第3回工事監査分で、

462件、1,960億余円の工事を対象として監査いたしました。

その結果、

- ・新海面処分場Cブロック南側護岸建設工事における一部の積算で、単価の適用を誤ったため、積算額が約424万円過大となっているものなど3件を指摘しております。

以上、財務監査、随時監査及び工事監査について述べてまいりましたが、これらの監査において指摘した収入不足や不経済支出の金額を合計いたしますと、3,552万円となっております。

これらの指摘事項については、各局において、早急に是正・改善するよう求めているところであります。

次に、行政監査について申し上げます。

行政監査は、特定の事務事業がその目的を十分に達成しているか、効率的な事業運営が行われているか、などを主眼として、都の事務の執行について、監査しているものであります。

平成12年度においては、2回目の試みとして、前年度に引き続き、全庁的に横断して実施されている事業をテーマとすることとし、

『東京都監理団体への委託事業について』を対象に、委託の効果、委託に当たっての都の責任のあり方等の観点から監査いたしました。

その結果、

- ・ スポーツ体育施設における健康体力相談等の委託について、事業に要する直接経費が利用料金に比べ多大なものとなっていたり、利用実績が低調となっている、などの実態が認められたもの
 - ・ 管理委託されている障害者施設において、個人情報保護について受託団体との間で何らの取り決めもなく、必要な措置を行っておらず、利用者台帳の管理が不適切な状況が見受けられたもの、
- など25件を指摘するとともに、
- ・ 事業を受託している団体が、その事業を再委託している事例において、

局が委託している金額と団体が再委託している金額との差が高額となっていることから、委託契約のあり方について検討するよう求めたものなど4件の意見・要望事項を付し、現在の厳しい財政状況を踏まえ、適正かつ効果的・効率的な事業の推進に努めるよう求めています。

続いて財政援助団体等監査について申し上げます。

財政援助団体等監査は、都が補助金等の財政援助を行っている団体、資本金の4分の1以上を出資している団体などが、財政援助等の目的に沿って、事業を適正かつ効率的に執行しているかどうか、また、団体の所管局が団体への指導監督を適切に行っているかどうか、を主眼として実施しているものであります。今回は、平成11年度の後半に実施した、175の団体及びその所管局に対する監査についてご報告いたします。

主な指摘事例をあげますと、

- ・私立学校経常費補助において、雇用契約書、出勤簿等の記録がない職員を、本務事務職員として申請しており、その結果、補助金額が過大となっているもの
- ・特別養護老人ホームに在宅複合型施設及び老人訪問看護ステーションを併設するとして補助を受けている法人が、補助申請等とは異なる、目

的外の使用をしており、施設の原状復帰等、必要な措置を講じる必要があるもの

など、一部の団体及び所管局に18件の指摘をするとともに、補助事業に係る事務処理の方法や出資団体の経営状況等に関して、3件の意見・要望事項を付しております。

次に、平成11年度決算審査について申し上げます。

決算審査は、歳入歳出決算書等について、知事からの依頼を受け、決算計数に誤りはないか、予算執行が法令に従って効率的に行われているかなどに主眼をおいて、審査を行うものです。

審査の結果、出納長所属各会計については、出資に関する権利256億余円が財産に関する調書に登載されていないなど、15件の誤りを認めましたが、これを除いたほかの計数については誤りのないことを確認いたしました。

また、普通会計の執行状況全般について、実質収支では2年連続して赤字になるとともに、経常収支比率も100%を超えて、更に財政の硬直化が進行するなど、厳しいものとなっていることから、さらなる施策の見直しや内部努力の徹底、税収構造の安定化などの財政構造改革をよ

り積極的に推進し、自主的な財政再建に向け、なお一層努力する必要があるなどの意見を付しました。

さらに、個別の事業について、

土地処分収入の収入率が低調な相原小山開発事業について、処分方法の見直しを図り、より一層土地処分の促進に努めるよう求めるなど、8事業について意見を付しました。

公営企業各会計については、審査に付された決算諸表は、当該会計の経営成績及び財政状態を適正に表示していることを確認しましたが、臨海副都心開発事業会計について、累積赤字が多額で、経営が厳しいものとなっていることから、経営の健全化に向けて、より一層効率的な事業運営に努めるよう求めるなど、5会計について、意見を付しました。

最後に、住民監査請求について申し上げます。

住民監査請求は、住民が執行機関や職員による財務会計上の行為に、違法又は不当な行為があると認めるとき、監査委員に監査を求め、必要な措置を講ずることを請求するものでありますが、この1年間に22件を処理いたしました。

請求内容の内訳は、職員の給与や工事費などの、公金支出に関するも

の19件、その他3件となっております。

その結果は、違法・不当とする請求人の主張には理由がないことから棄却したもの13件、地方自治法に定められている住民監査請求の要件を欠いていることから、監査を実施せず、却下したものは8件、請求人の主張に理由があると認めて、措置すべき事項を執行機関に勧告したものが1件であります。

その1件は、国立市立小中学校の教職員が適正な手続をとらずに時間内組合活動を行っているとして、当該時間分の給与の返還などを求めた請求について、この事実を認め、損害補てんのための必要な措置を講ずるよう勧告したものです。

以上、監査結果について述べてまいりましたが、執行部局においては、これら監査結果に十分留意し、今後の事務の適正かつ効率的な執行に、一段の努力を望みます。

なお、平成10年度及び平成11年度に実施した監査の結果に基づいて、知事等の執行機関に措置を求めていた245件のうち239件について、知事等から措置を講じた旨、通知がありました。

現在、都は、危機的な財政状況に対処しつつ、少子・高齢化社会、環境問題等の様々な課題の解決に向け努力を重ねるとともに、将来を見据え、そのあるべき姿に即した、質の高いサービスを提供できる体制をつくり上げるため、全庁的な改革に取り組んでおります。

私達監査委員といたしましても、外部監査制度や行政評価の導入という、監査委員監査を取り巻く環境の変化に対応するため、昨年7月にまとめられた、「都における監査委員監査のあり方について」とする報告に基づき、これを、今後の監査のあり方についての方針としていくことといたしました。この報告の内容も踏まえ、新年度から監査の方式を大きく見直していきたいと考えております。都における行財政運営の適正性を確保するという監査委員監査の基本的な使命を果たすために、都民が都政に求める期待に対応して、監査も変わる必要があるものと考えます。今後とも、都民の期待に応えるべく、監査業務の遂行に万全を期して参る所存であります。

以上をもちまして監査結果の報告を終わります。

(注) 本文は、口述筆記ではありませんので、表現
その他に若干の変更があることがあります。